

宮城県地域公共交通活性化協議会の財務に関する要領

（目的）

第 1 条 この要領は、宮城県地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）第 1 2 条の規定に基づき宮城県地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（予算）

第 2 条 協議会の会長は、協議会の運営及び事業を実施するに当たり必要な場合は予算を作成し、協議会で承認を得なければならない。

- 2 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。
- 3 協議会の出納期間は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終了する。
- 4 協議会の歳入及び歳出予算の科目は別表のとおりとする。ただし、当該年度において、特別な理由があるときは、会長は別の科目を定めることができる。
- 5 会長は、会計年度の途中において、第 1 項の規定により承認を受けた予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を作成し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

（収入及び支出の手続）

第 3 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、宮城県財務規則（昭和 39 年 3 月 30 日宮城県規則第 7 号）を準用する。

- 2 会長は、前項の規定により予算の流用又は予備費の充当をしたときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第 4 条 協議会の出納は、宮城県企画部地域交通政策課が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（監事）

第 5 条 協議会に監事を 2 名置く。なお、監事は、会長が指名した者とする。

（決算等）

第 6 条 会長は、第 2 条第 1 項の規定により予算を作成した場合は、出納期間終了後遅滞なく決算を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（委任）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。

別表（第2条第4項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業費	1 事務費
1 事業費	1 事業費	2 委託費
1 事業費	1 事業費	3 その他
2 予備費	1 予備費	1 予備費